３　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。

一～二十四　（略）

二十五　（略）

二十五の二　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三十一条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所

二十六　（略）

二十七～三十四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年五月一日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年四月三十日までの間における第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第七十七条の六の規定の適用については、同条第二十五号の二中「愛玩動物看護師養成所」とあるのは、「愛玩動物看護師養成所及び同法附則第二条第一号ニに規定する都道府県知事が指定する養成所」とする。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日から令和九年四月三十日までの間における第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の六の規定の適用については、同条第三項第二十五号の二中「愛玩動物看護師養成所」とあるのは、「愛玩動物看護師養成所及び同法附則第二条第一号ニに規定する都道府県知事が指定する養成所」とする。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日から令和九年四月三十日までの間における第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の六の規定の適用については、同条第三項第二十五号の二中「愛玩動物看護師養成所」とあるのは、「愛玩動物看護師養成所及び同法附則第二条第一号ニに規定する都道府県知事が指定する養成所」とする。

○厚生労働省令第五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第八号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

厚生労働大臣　後藤　茂之

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条　法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	**第六条**　法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（次号から第十一号まで及び第十四号において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	七　保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（次号から第十号まで及び第十三号において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
八～十一　（略）	八～十一　（略）
十二　社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの	十二　社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
イ　社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間	イ　社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
ロ　（略）	ロ　（略）
十三　社会福祉主事たる資格を得た後三年以上相談援助業務に従事した者（前号に規定する者を除く。）であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの	十三　社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの
十四　（略）	十四　（略）

３　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。

一～二十四　（略）

二十五　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号及び第五号に規定する学校及び言語聴覚士養成所（新設）

二十六　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条に規定する教育機関

二十七～三十四　（略）